

『特許法第2版』正誤表(2刷で修正済)

箇所	誤	正	備考
105頁1行目	(出願の放棄についても、同様。 38条の2)。	(出願の放棄についても、同様。 38条の5)。	
129頁4行目	また、 特許法43条の2 により	また、 特許法43条の3 により	
131頁(8)内	(パリ条約の例による優先権の主張に係る条文) 特許法43条の2	特許法43条の3	2か所
139頁下から7行目以下	「また、新規性喪失の例外に関する30条3項(⇒第4章第5節4(2))、 国内優先権を主張する出願に関する41条4項(⇒……) 、 パリ条約等による優先権を主張する出願に関する43条1項(⇒……) に定められる書類の提出期限に関しても、出願時は遡及しない(44条2項)。」	「また、新規性喪失の例外に関する30条3項(⇒第4章第5節4(2))に定められる書類の提出期限に関しても、出願時は遡及しない(44条2項)。」	41条4項、43条1項の場合について削除。

『特許法第2版』正誤表(2刷で未修正)

箇所	誤	正	備考
136頁7-8行目	その出願の日から 1年3月後 に取り下げられたものとみなされる(42条1項)。	その出願の日から 1年4月後 に取り下げられたものとみなされる(42条1項 、 特許施規28条の4第2項)。	136-137頁にある「 1年3月 」との記載は、特許施規28条の4第2項により、同様に「 1年4月 」に改める。